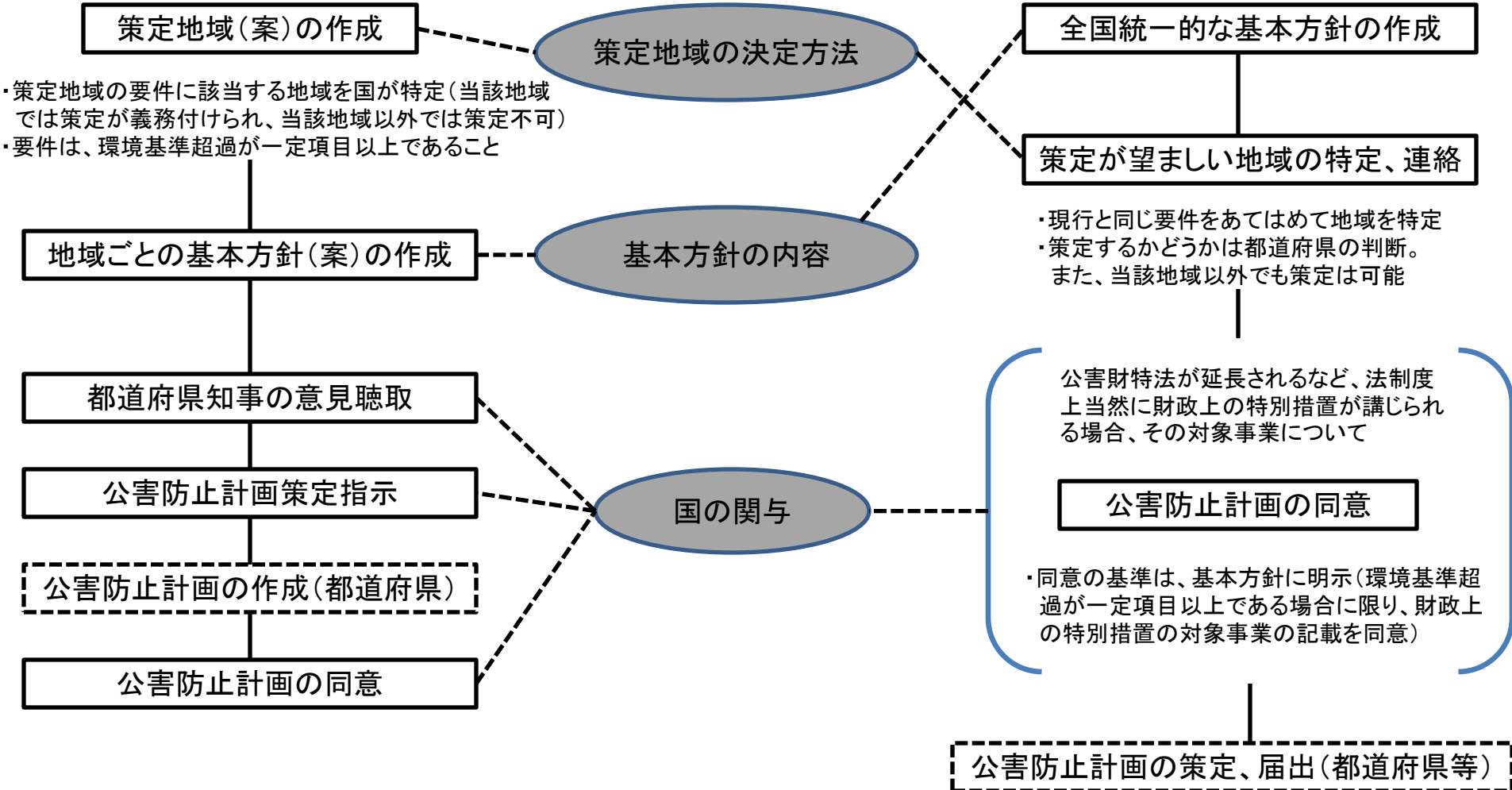


## 公害防止計画の策定手順について

現行

変更点

見直し後(イメージ)



※ 公害財特法の期限到来後の財政上の特例措置のあり方については、引き続き検討中

## 現行と見直し後の「基本方針」の主な相違

	現行	見直し後（イメージ）
作成の区分、時期等	計画の策定指示を行う際に、地域ごとに作成	事前に、全国一本のものを作成
<b>基本方針の内容</b>		
1. 策定地域	策定を義務付ける地域を市単位で記述 (環境基準超過が一定項目以上である地域を国が特定)	策定する地域の考え方を記述 ・公害が著しい地域において策定が可能である旨 ・「公害が著しい」は、環境基準超過が一定項目以上であること等を標準として、都道府県が判断する旨 ・策定するかどうかは都道府県の任意である旨
2. 目標、計画期間	①環境の概況と目標 ・環境基準未達成の項目は○○、△△、□□ ・それらの項目の環境基準の達成を目標とする ②計画期間 ・○年間とする	①目標設定の考え方 ・現時点で未達成な環境基準の達成を目標とする旨 ②計画期間 ・○年程度の範囲で適切な期間を定めるべき旨
3. 具体的な施策	講ずべき施策の記述に当たっての考え方 ・具体的な施策と施策ごとの達成目標の設定 ・主要課題に関する施策を重点的に記述 ・すべての主体の参加と適切な役割分担 ・広域的な調整の必要性 など	(左の内容と同じ) ----- 【法制度上当然に財政上の特別措置が講じられる場合】 その対象事業は、その旨を明示 → 財政上の特別措置が講じられるため、この部分に限り、国の同意の対象となる
4. 同意の基準		環境基準超過が一定項目以上である場合に限り、財政上の特別措置の対象事業の記載を同意
5. 配慮事項等	・計画に基づく事業の実施に際する環境保全上の配慮 ・開発計画等との連携の確保 ・進行管理、分析評価	(左の内容と同じ)

# 公害防止計画の策定指示の要件について

公害防止計画については、環境基本法第17条第1項に基づき、環境大臣が都道府県知事に対して、現に公害が著しく、又は、著しくなるおそれがあり、かつ総合的な施策を講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難な地域について、その計画の策定を指示するものとされている。同項第1号における「現に公害が著しい」状況の有無の判断基準を下記のとおり示す。

## 記

環境基本法第17条第1項第1号の「現に公害が著しい」状況の有無は、環境基準等の超過状況を公害対策の必要性の観点から市区町村毎に下表により評価した上で、その評価点数の合計が原則9点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

その際、次の事項に留意することとする。

- ①最新年度の測定データに基づき評価することを基本としつつ、各年の気象条件や測定値のトレンド等を勘案して的確に評価する。
- ②地下水の水質汚濁及び土壌汚染については、汚染の広がりや有害物質の曝露経路等を踏まえ評価する。
- ③環境基準が定められていない公害の種類及び項目についても、その汚染等の状況が地域住民に及ぼす影響及びリスク評価等を踏まえ考慮する。

なお、既指定地域においては、計画期間が終了した際、環境の状況が十分かつ安定的に改善されたことをもって著しい公害が改善されたとみられるべきであるため、上記に基づき評価した上で、その評価点数の合計が原則7点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

また、環境基準の設定又は改定等があった場合は、必要に応じ、上記の「現に公害が著しい」状況の有無の判断基準を見直すこととする。

＜下表の評価方法について＞

- ①「環境項目」ごとに「基準値」を超過した場合に「評価点」を加算する。このとき、複数地点で「基準値」を超過した場合であっても、新たな「評価点」の加算は行わない。ただし、地下水汚染、土壌汚染については、複数項目で「基準値」を超過した場合であっても「評価点」2として評価
- ②複数の「評価点」を有する「環境項目」については、「基準値」の超過状況に応じて一つの「評価点」のみ加算する。
- ③大気汚染の「SO<sub>2</sub>、CO、SPM」の評価にあたっては長期的評価により判断する。

大気汚染		
環境項目	基準値	評価点
二酸化硫黄	環境基準	2
一酸化炭素	環境基準	2
浮遊粒子状物質	環境基準	2
二酸化窒素	環境基準	2
光化学オキシダント	注意報レベル	2
	環境基準	1
ベンゼン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

土壌汚染		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
有機燐	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
銅	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域(地下水を含む)の水質汚濁(健康項目)		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水質汚濁(生活環境項目)		
環境項目	基準値	評価点
河川BOD	環境基準	1
湖沼COD	環境基準	1
湖沼(全窒素・全燐)	環境基準	1
海域COD	環境基準	1
海域(全窒素・全燐)	環境基準	1

公共用水域の水底の底質汚染		
環境項目	基準値	評価点
ダイオキシン類	環境基準	2

騒音・地盤沈下		
環境項目	基準値	評価点
自動車騒音	要請限度	2
	環境基準	1
新幹線騒音	環境基準	1
航空機騒音	環境基準	1
地盤沈下	2cm/年	1